

「著作権等管理事業法」の施行状況等に関する意見

本年10月に「著作権等管理事業法」施行後3年を迎えるが、旧来の仲介業務団体以外の有力な管理事業者はいまだ存在せず、管理事業者が利用者よりも優位な状況が続いており、法の趣旨が実現しているとは言い難い。こうした状況を改善するため、次の諸点を検討すべきである。

1. 管理事業者の適用範囲について

- ・ 実態としては管理事業者と同様の業務を行っているにもかかわらず、非一任型であるという理由で管理事業者としての登録を行わない事業者が存在する。こうした事業者には法の適用がなく、法の実効性が損なわれるので、適用範囲の拡大について検討を行うべきである。

2. 管理事業者と利用者との協議について

- ・ 法は「指定管理事業者」（文化庁長官の指定する大手事業者）と「利用区分ごとの利用者代表」の協議について定めているが、利用者側はさまざまな分野に分かれており、「利用者代表」としてまとめることが難しい。したがって、「利用区分」については、単に著作物等の利用形態だけで区別するのではなく、二次利用の際は著作物等を利用したコンテンツ種別により区別するなど、さらに細分化できるようにすべきである。
- ・ また、さらに管理事業者一般に関し、その利用区分における個々の利用者の求めに対し、協議に応じるよう義務付けるなどの検討を行うべきである。

3. 著作物等の円滑な利用について

- ・ 法施行後、規模の小さい管理事業者が同一分野に複数存在するようになり、確認等のため、かえって許諾を求めることに手間取るといった状況も生じている。円滑な著作物利用という法の趣旨から、インターネット上に総合的な窓口機能を開設する等の工夫が不可欠である。
- ・ 使用料規程等の公示方法については、①事業所における掲示、②インターネットによる公開、③その他公衆が容易に知しうる手段による公開のいずれかとされているが、①のみでは不十分であり、その他の方法との併用を義務付けるべきである。
- ・ 法の実効性を高めるため、今後も「著作権等管理事業法」の見直しの必要性の検討を定期的に行うべきである。

以上